

3. 食肉センター食肉市場使用料等

※()は非上場使用料等

	牛・馬	豚・子牛・子馬		めん羊 山羊	摘 要
		枝肉 100kg未満 (普通豚)	枝肉 100kg以上 (大貴豚)		
	円	円	円	円	
食肉センター使用料	2,200 (2,200)	605	605	(605)	市条例による
解体料	9,350 (9,350)	1,265	1,760	(1,265)	と畜業者、卸売業者が徴収
検査手数料	800 (800)	300	300	(100)	市条例による
格付手数料	567 (0)	121	121	—	日本食肉格付協会
組合費	20 (50)	5	5	(5)	四日市と畜営業者組合等
計	12,937 (12,400)	2,296	2,791	(1,975)	
1頭/1日 冷蔵庫使用料	440	220	220	220	と畜業者、卸売業者が徴収
半丸/1日	220	110	110	110	〃
卸売業者市場使用料	売上金額の	2/1,000		市条例による	
卸売業者卸売場使用料	㎡ 当り 月	220円		〃	
事務所、関連施設等使用料	〃	330円		〃	
冷蔵施設等使用料	〃	1,100円		〃	
部分肉加工施設使用料	〃	3,080円		〃	
簡易冷蔵庫使用料	〃	220円		〃	
卸売業者販売手数料	売上金額の	35/1,000		卸売業者が徴収	